

小田原市自転車駐車場条例等の一部改正の案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市自転車駐車場条例等の一部改正
政策等の案の公表の日	令和2年9月15日（火）
意見提出期間	平成2年9月15日（火）から令和2年10月14日（水）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	5件（2人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	1人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他（質問など）	5

〈具体的な内容〉

(1) 駐車対象車両に関する事

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	排気量 250 cc の軽二輪が駐車できる場所を設置してほしい。	D	本施設は、自転車駐車を整備するため、排気量 250cc の軽二輪は対象外となります。

(2) 会議室の使用に関する事

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	9月25日から10月6日まで会議室を使用することは「会議室を1月に7日以上使用するとき」に該当するか。	D	該当しません。
2	「特別な設備を使用するとき」とはどのようなときか。	D	例えば、会議室で販売会等を行う際に、既存の設備にはない機材等を持ち込むとき等を想定しています。
3	予約の際は、公共施設予約システムを使用できるか。	D	使用できるようにする予定です。

(3) 市民意見の募集結果に関する事

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	小田原市意見公募手続条例第10条を遵守してください。	D	遵守し、公表します。